

ふるさと納税による新事業創出支援事業実施要領

(通則)

第1条 この要領は、ふるさと納税による新事業創出支援奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ふるさと納税を活用し、福井県内の事業者の起業、新商品開発、販路開拓のほか、地方創生に資する事業プロジェクトを支援することを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 奨励金の支給対象者は、以下のいずれかに該当する者（以下「プロジェクト実行者」という。）とする。

(1) 県内に住所を有する個人事業者もしくは県内に主たる事業所を有する法人または団体

(2) 起業の日（個人にあつては開業の日、法人または団体にあつては設立の日）に県内に住所を有することを予定している者

(3) 県内に2年以上居住経験がある者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、プロジェクト実行者から除く。

(1) 福井県から指名停止措置を受けている者

(2) 県税を滞納している者

(3) 公序良俗に反する活動を行っている者

(4) 政治活動を主たる目的とする者

(5) 宗教活動を主たる目的とする者（ただし、次条で定める対象事業が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財であつて、文部科学大臣または福井県教育委員会から指定等を受けたものの修理等を目的とする場合を除く。）

(6) 事業主または役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(対象事業)

第4条 奨励金の支給対象となる事業は、表1のいずれかに該当し、地域課題の解決や地域活性化に資する事業として知事が認定した事業プロジェクトとする。

(対象経費)

第5条 奨励金の支給対象となる経費は、表2に定める支援対象経費のうち、知事が適当と認める経費とする。

(事業実施計画書等の提出)

第6条 第4条に定める対象事業を実施しようとするプロジェクト実行者は事業実施計画書（様式第1号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業の認定)

第7条 知事は、事業実施計画書等の提出があつたときは、その内容を審査し適当と認められた場合は、支援対象事業プロジェクトとして認定し、プロジェクト実

行者に通知するものとする。

(寄付金の募集)

第8条 知事は、前条で認定した事業をクラウドファンディングサイトに掲載し、ふるさと納税として寄付金を募集するものとする。

(計画変更の承認)

第9条 プロジェクト実行者は、事業実施計画書の内容を変更する場合は計画変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(認定の辞退)

第10条 第7条の認定を辞退しようとするプロジェクト実行者は、認定辞退届(様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第11条 知事は、プロジェクト実行者が以下の各号に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (2) 前条の規定により認定の辞退の届け出があったとき。
- (3) 事業プロジェクトを中止または廃止し、再開の見込みがないとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が発生したとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときはその旨を通知するものとする。

(支給額)

第12条 知事は、予算の範囲内において、対象事業に対して集まった寄付金の額から別に定めるクラウドファンディングサイト利用手数料を除いた額を上限に、プロジェクト実行者に奨励金を支給する。ただし、各プロジェクト実行者が定める目標額(以下「寄付目標額」という。)を達成することがクラウドファンディングの成立要件である場合は、寄付目標額を達成した場合のみ支給するものとする。

2 プロジェクト実行者による寄付(プロジェクト実行者が法人・団体の場合、当該法人・団体の代表者による寄付)は認めないこととする。プロジェクト実行者が寄付した場合は、奨励金の支給対象金額から除外することとする。

(支給の申請)

第13条 プロジェクト実行者は、第12条に定める奨励金の支給を受けようとするときは、奨励金支給申請書(様式第4号)により知事に申請するものとする。

(奨励金の支給の決定)

第14条 知事は、前条の支給の申請があったときは、奨励金の支給または不支給の決定をして、支給決定通知書(様式第5号)または不支給決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第15条 知事は、前条の奨励金の支給の決定を行ったときは、別に定める時期に

奨励金を支給するものとする。

(事業実績の報告)

第16条 プロジェクト実行者は、事業プロジェクトが完了したときまたは奨励金の支給決定にかかる会計年度が終了したときは、事業が完了した日から起算して1か月以内または令和7年4月4日のいずれか早い日までに事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(奨励金の返還)

第17条 知事は、奨励金の支給を受けたプロジェクト実行者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、支給決定取消・返還通知書(様式第8号)により支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

附 則 この要領は、令和6年7月12日から施行する。

【表1】対象事業

事業区分		内容
(1)	起 業	・新たな事業の立ち上げ（創業間もない企業等が事業を本格的に立ち上げる場合を含む）
(2)	新商品開発	・新たな商品開発、事業化等
(3)	販 路 開 拓	・新たな商品の販路開拓等 ・インターネットを活用した通信販売への進出や展示会への出展など新たな販売方法の確立
(4)	その他地方創生に資する事業	・観光、文化、教育、福祉、スポーツ等の地方創生に資する事業

【表2】対象経費

	区分	内容
(1)	報償費	専門家謝金等
(2)	旅費	従業員旅費、専門家旅費等
(3)	消耗品費	消耗品（用紙、文具、雑品等）購入費等
(4)	印刷製本費	チラシ、パンフレット、事業案内等の印刷費等
(5)	修繕料	事業に必要な動産・不動産の修繕費等
(6)	通信運搬費	事業に必要な物品の輸送費等
(7)	広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費等
(8)	手数料	許可取得や行政書類の申請にかかる費用等
(9)	委託料	建物等の設計費や外注加工費、業務の委託に要する経費
(10)	使用料および賃借料	事務所・店舗等の借上げ料、イベント会場の使用料、機械装置・備品のリース・レンタル経費等
(11)	工事請負費	事務所・店舗等の開設に伴う外装・内装工事費用（イベント会場等の設置工事費等も含む）
(12)	原材料費	資材購入費等
(13)	備品購入費	事業に必要な機械装置や備品の購入費等
(14)	その他	知事が必要と認める経費

注：人件費等は除くものとする。